



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *50 和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例 (税務課)..... 2
- *51 和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 2
- *52 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 3
- *53 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 4

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、促進区域における不動産取得税及び固定資産税の課税の特別措置を定めるとともに、所要の改正を行いました。(第 1 条～第 3 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

都市公園法の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、所要の改正を行いました。(第 3 条の 2、第 3 条の 4 及び第 2 7 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

旅行業法等の一部改正に伴い、旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査、小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成 3 0 年 1 月 4 日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日か

ら施行します。

- (1) 附則第 2 項の規定 公布の日
- (2) 別表第 3 第 1 3 項第 8 号らを同号るとし、同号ふからよまでを同号ほからりまでとし、同号ひの次に次のように加える改正規定 平成 29 年 1 2 月 1 日
- (3) 別表第 3 第 1 3 項に 1 号を加える改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 2 4 号) の施行の日

条 例

和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第50号

和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例

和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例 (昭和48年和歌山県条例第9号) は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第51号

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例 (平成20年和歌山県条例第41号) の一部を次のように改正する。

題名中「同意集積区域」を「促進区域」に改める。

第 1 条の見出し中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第 7 条第 1 項」を「第 6 条」に、「第 4 条第 2 項第 2 号に規定する集積区域 (以下「同意集積区域」を「第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域 (以下「促進区域」に、「第 9 条第 1 項に規定する特定事業の用に供する」を「第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための」に改め、「法第15条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って」を削り、「者 (当該同意基本計画に定められた法第 5 条第 2 項第 6 号に規定する指定集積業種であって、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。) 第 4 条に規定するものに属する事業を行う者に限る。)」を「法第14条第 1 項に規定する

承認地域経済牽引事業者」に、「に係る」を「の用に供する」に改める。

第 2 条中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第 5 条第 5 項」を「第 4 条第 6 項」に、「省令第 3 条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条」に改める。

第 3 条中「に係る」を「の用に供する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号に掲げる企業立地計画に関するこの条例による改正前の条例の規定による県税の特別措置については、なお従前の例による。

(1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号。以下この項において「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた知事の承認を受けた企業立地計画（次号に掲げるものを除く。）

(2) 前号に掲げる企業立地計画であって、改正法附則第 3 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた知事の変更の承認を受けたもの

(3) 改正法附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 14 条第 3 項の規定による知事の承認（同法第 15 条第 1 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた企業立地計画（次号に掲げるものを除く。）

(4) 前号に掲げる企業立地計画であって、改正法附則第 3 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた知事の変更の承認を受けたもの

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 52 号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和 34 年和歌山県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「県内の市町村」を「県」に改め、「10 平方メートル」の次に「（県の区域内に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 63 条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加え、「当該市町村」を「県の区域内」に改め、「5 平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5 平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第 3 条の 4 第 2 項中「第 4 条第 1 項ただし書」の次に「（法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 施行令第 6 条第 6 項に規定する場合にあつては、同項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの
第 3 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(公園施設に関する制限)

第 3 条の 5 施行令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 27 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 53 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 8 項第 5 号に次のように加える。

エ 法第 23 条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査

1 件につき 15,000 円

別表第 3 第 8 項第 6 号中「構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）を「通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）」に改め、同号ア中「第 19 条の 2 第 8 項において」を「第 57 条において読み替えて」に、「通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）」を「法」に、「地域限定特例通訳案内士」を「地域通訳案内士」に改め、同号イ中「第 19 条の 2 第 8 項」を「第 57 条」に、「通訳案内士法」を「法」に改め、同号ウ中「第 19 条の 2 第 8 項において」を「第 57 条において読み替えて」に、「通訳案内士法」を「法」に改め、同表第 13 項第 8 号らを同号るとし、同号ふからよまでを同号ほからりまでとし、同号ひの次に次のように加える。

ふ 不動産特定共同事業法第 41 条第 1 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査

1 件につき 60,000 円

へ 不動産特定共同事業法第 41 条第 3 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査

1 件につき 60,000 円

別表第 3 第 13 項に次の 1 号を加える。

- (16) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

ア 法第 8 条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（同条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業をいう。）の登録（アにおいて「登録」という。）の申請に対する審査の手数料の額は、申請 1 件につき、次の表の左欄に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住

宅（同条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。以下この号において同じ。）の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	金 額
1 戸のもの	6,000円
2 戸以上、5 戸未満のもの	7,000円
5 戸以上、10 戸未満のもの	9,000円
10 戸以上、20 戸未満のもの	10,000円
20 戸以上、30 戸未満のもの	11,000円
30 戸以上、40 戸未満のもの	12,000円
40 戸以上、50 戸未満のもの	13,000円
50 戸以上、100 戸未満のもの	15,000円
100 戸以上のもの	19,000円
備考 法第37条第1項の規定により指定登録機関（法第25条第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下この号において同じ。）が行う登録を受けようとする者は、当該登録の申請に対する審査の手数料を当該指定登録機関に納めなければならない。	

イ 法第12条第1項の規定に基づく法第9条第1項各号に掲げる事項の変更（同項第3号に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加を伴う変更を含むものに限る。イにおいて「登録事項の変更」という。）に係る届出に対する審査の手数料の額は、届出1件につき、次の表の左欄に掲げる増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	金 額
1 戸以上、5 戸未満のもの	1,000円

5 戸以上、10 戸未満のもの	3,000 円
10 戸以上、20 戸未満のもの	4,000 円
20 戸以上、30 戸未満のもの	5,000 円
30 戸以上、40 戸未満のもの	6,000 円
40 戸以上、50 戸未満のもの	7,000 円
50 戸以上、100 戸未満のもの	9,000 円
100 戸以上のもの	13,000 円
備考 法第37条第1項の規定により指定登録機関に対して登録事項の変更に係る届出をしようとする者は、当該登録事項の変更に係る届出に対する審査の手数を当該指定登録機関に納めなければならない。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第3第13項第8号らを同号るとし、同号ふからよまでを同号ほからりまでとし、同号ひの次に次のように加える改正規定 平成29年12月1日

(3) 別表第3第13項に1号を加える改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日

(経過措置)

2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定により同法第2条の規定による改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の登録の申請が行われる場合における当該申請に対する審査の手数料については、改正後の和歌山県使用料及び手数料条例の規定の例による。